

政令第 号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行に伴い、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十七条第四項、第二十七条及び附則第三条第十一項、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十三条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正）

第一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「（次条において「特例業務」という。）」を削る。

第七条中「の規定により特例業務」を「並びに法附則第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定す

る業務」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

第九条第一項中「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同項第三号中「第六号イ」を「第七号イ」に改め、同項第六号口中「額」の下に「(当該事業年度における法附則第十一条第一項第六号の規定による長期借入金の額に相当する額を除く。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 当該事業年度における法附則第十一条第一項第七号の規定による長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払に要する費用の額

第九条第二項中「前項第六号イ」を「前項第七号イ」に改め、同条第四項中「第六号ロ」を「第七号ロ」に改める。

附則第四条第一項第二号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ 当該半期における法附則第十一条第一項第六号の規定による長期借入金の額

附則第四条第一項第三号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第二項第一号中「第二十一条第一項の特例業務」を「第十三条第一項及び第二項に規定する業務」に改め、同項第二号中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、「（平成十五年度に係るものにあつては、当該減じて得た額）」を削り、「第二十一条第一項の特例業務」を「第十三条第一項及び第二項に規定する業務」に改める。

（全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正）

第三条 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「平成二十五年四月一日から平成二十九年九月三十日までの間」を「令和三年度以降」に改める。

附則第三項中「附則第六条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

附則第四項中「附則第六条第三項」を「附則第八条第三項」に改める。

（日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令の一部改正）

第四条 日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

第七条第二項の表中「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第五条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、「この条」の下に「及び次条」を、「附則第五条第一項」の下に「及び第七条第一項第一号」を加え、同条第二項第一号中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第七号まで」に改め、同項第二号中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、「いう。」の下に「並びに債務等処理法附則第七条第一項第二号及び第三号の業務」を加え、同条第四項中「附則第四条第一項第二号」の下に「及び第六条第一項」を加える。

附則第二十四条中「特例業務」の下に「及び債務等処理法附則第七条第一項第三号の業務」を加える。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

理由

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が助成勘定から新特例業務勘定に各事業年度の半期ごとに繰り入れらるべき金額の算定項目として当該半期における旅客鉄道株式会社からの長期借入金額を追加する等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令その他の関係政令の規定を整備する必要があるからである。